平成19年4月1日 告示第79号

(趣旨)

第1条 市長は、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、企業立地促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 企業立地促進事業 民間の企業若しくは組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「企業等」という。)が、市内の次に掲げる地域のいずれかに工場等を設置する事業をいう。
 - ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に規定する工業専用地域、工業地域、準工業地域及び工場立地法(昭和34年法律第24号)の工場適地
 - イ 市などが造成する工業団地
 - ウ 都市計画法第7条第3項に掲げる市街化調整区域にあっては、市が策定した『藤枝市企業立地推進ビジョン』に定める「適地と考えるエリア」内に位置し、用地全体の所有者等が工場等の立地などの活用に同意しており、市長が特に立地を推進する地域で地域産業の活性化に資すると認める地域であって、都市計画法、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令に抵触しない土地
 - (2) 工場等 次に掲げる施設をいう。
 - ア 統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件 (令和5年総務省告示第256号)に定める日本標準産業分類(以下「産業分類」という。)の大分類Eに掲げる製造業の用に供する施設又は施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。ただし、産業分類の小分類に掲げる分類番号011の耕種農業に係る施設園芸に限る。)の用に供する施設のうち、高度な生育条件の調整及び生育の予測を行うことにより、年間を通じて計画的に農作物を生産することがで

きる施設(以下これらを「工場」という。)

- イ 産業分類の小分類に掲げる分類番号391のソフトウェア業の用に供する 施設若しくは分類番号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分 野に係る開発若しくは研究を行う施設(以下「研究所」という。)
- ウ 産業分類の中分類に掲げる分類番号44の道路貨物運送業若しくは分類番号47の倉庫業若しくは小分類に掲げる分類番号484のこん包業の用に供する施設(流通加工等(流通加工(物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。)並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ。)を行うものに限る。)又はアに規定する製造業若しくは大分類Iに掲げる卸売業、小売業の分野に係る施設であって市長が別に定めるものを除く施設(流通加工等を行うものに限る。以下これらを「物流施設」という。)
- エ その他市長が特に立地を推進する施設で地域経済の活性化に資すると認める施設
- (3) 設置 新たな用地を取得(賃貸借等を含む。)し、工場等の建物を新設(増設(自社の既存の工場等の敷地に隣接した用地を取得する場合をいう)及び移転(自社の既存の工場等の全部又は一部を廃止する計画のもとに、別の工場等の敷地において新たに工場等を設置する場合をいう。)を含む。)し又は機械設備を購入して業務を開始する(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社又会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第21号に規定する関連会社はこれに準ずる会社として別に定めるものが業務を開始する場合を含む。以下同じ。)こと。
- (4) 従業員 この要綱においては雇用保険法(昭和49年法律第116号)の 規定による一般被保険者及び雇用保険法上の高年齢被保険者(平成29年1月 1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達 した日以後に雇用された者。以下同じ。)をいう。ただし、被保険者のうち就業 時間が週30時間未満の短時間労働者については特に「パートタイマー」とい う。
- (5) 研究員 当該研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第104条第3項又は第4項に規 定する博士の学位を有する者
 - イ 学校教育法第104条第3項に規定する修士の学位を有する者で、当該研

究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した 経験年数が1年以上のもの

- ウ 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位又は同条第2項の文部 科学大臣の定める学位のうち専門職大学を卒業した者に授与する学位を有す る者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業 務に従事した経験年数が3年以上のもの
- エ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学、同条第4項の専門職短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第83条の2第1項の専門職大学の前期課程若しくは同法第124条に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が5年以上のもの
- オ 学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業した者で、当該研究所において行われる研究又は開発と同種の研究又は開発の業務に従事した経験年数が7年以上のもの

(補助金の対象者及び要件)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、市長が地域経済の活性化、労働雇用機会の拡大及び環境保全に必要かつ十分な措置を図ることが可能であると認めた企業等のうち、次に掲げる要件を満たす企業立地促進事業を行うものとする。
 - (1) 造成済の用地を取得(賃貸借等を含む。以下第2号及び第3号において同じ。) した場合にあっては取得後3年以内に、未造成の用地を取得した場合にあっては取得後5年以内に業務を開始すること。(市長が別に定める場合を除く。)
 - (2) 取得する用地の面積が1,000平方メートル以上であること。(研究所を除く。)
 - (3) 工場等の設置に係る金額(用地取得費、造成費及び安全対策費を除く。以下「設備投資額」という。)が1億円以上であること。(研究所を除く。)
 - (4) 既に県要綱に基づく補助を受けた企業等及び過去に指定都市内における地域産業立地事業費補助金(平成17年静岡県告示第1149号)に基づく補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設の場合にあっては、設備投資額が、工場及び物流施設にあっては5億円以上、研究所にあっては1億円以上であること。
 - (5) 当該事業所の従業員数が、業務を開始する時に10人以上であること。(研

究所を除く。)

- (6) 既に市内に事業所がある企業等については、次のいずれかに該当すること。 ア 当該事業所が業務を開始する日において、その事業所を含めた市内の当該 企業に係る全ての事業所の従業員の増加人数(パートタイマーについては、1 人を1/2人として換算する。以下同じ。)が、業務を開始する日に1人以上 であること。
 - イ 工場又は物流施設の業務の開始に伴い、市内における従業員の数が、0人以上1人未満増加し、かつ、市長が別に定めるところにより算出した市内の全事業所における生産性が10パーセント以上向上すること。
- (7) 物流施設については、別表第1に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備 を新たに有することとなること。
- (8) 研究所については、専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が200平 方メートル以上であること。
- (9) 研究所については、研究員の人数が業務を開始する時に5人以上であること。

(補助金額等)

- 第4条 補助金額等は、別表第2に定めるとおりとする。
- 2 前項別表第2に規定する補助金額の算定において、他の法令等により、既に国、 県、市等の補助対象となった経費があるときは、これを除くものとする。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする企業等は、補助金交付申請書(第1号様式) に次に掲げる書類を添えて、業務を開始する日又は業務を開始する日の属する年 度の2月末日のいずれか早い日までに、あらかじめ市長に提出しなければならな い。
 - (1) 企業等概要調書(第2号様式)
 - (2) 工場等の新設に係る事業計画書(第3号様式)
 - (3) 収支予算書(第4号様式)
 - (4) その他参考となる書類

(事前報告)

第6条 前条の補助金の交付を受けようとする企業等は、原則として、業務の開始 日の属する年度の前年度8月20日までに、補助金交付申請見込調書(第5号様 式)を市長に提出しなければならない。 (交付の決定)

- 第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事業(以下「補助事業」という。)の目的及び内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。
- 2 前項の交付決定において、市長は、補助金の対象となる事業経費を明確にする ように指導するとともに、直接公益的な事業に結びつかないもの及び社会通念上 公金でまかなうことが不適切なものについて、補助金をもって支出しないよう補 助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)に指導するものとする。
- 3 第3条第5号に規定する業務を開始する時の従業員数及び第6号に規定する業務を開始する時に増加した従業員の数を補助金の交付を受けた年度終了後3年間維持しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(変更等の承認申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容の変更(事業量の20%以下の変更を除く。) をしようとする場合若しくは補助事業に要する経費の配分の変更(事業費の額の 20%以下の変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは 廃止しようとする場合は、速やかに変更承認申請書(第7号様式)に工場等の設 置に係る変更事業計画書(第3号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更等の承認決定)

第9条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、計画承認書(第8号様式)により通知するものとする。

(遵守事項)

- 第10条 補助事業者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長が別に 定める期間内において、市長の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使 用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (2) 市長の承認を得て前号の財産の処分をすることにより収入があった場合に は、その収入の全部又は一部を市に納入しなければならないこと。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運

営を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係資料を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、業務を開始する日から起算して25日を経過した日 又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早 い日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に日を指定した ときは、この限りでない。
 - (1) 工場等の新設に係る事業実績書(第3号様式)
 - (2) 収支決算書(第4号様式)
 - (3) 補助対象従業員名簿(第10号様式)
 - (4) 設備の設置状況 (第11号様式) (物流施設の場合に限る。)
 - (5) 研究員名簿 (第12号様式) (研究所の場合に限る)
 - (6) 土地登記全部事項証明書の写し
 - (7) 土地売買(賃貸借)契約書の写し
 - (8) 雇用保険被保険者台帳又は被保険者証の写し

その他参考となる書類

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知(第13号様式)する。

(請求)

第13条 補助事業者は、前条の通知が到達した日から起算して10日を経過した 日までに請求書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附則

- 1 この改正は、平成20年4月1日から施行し、施行日から平成22年3月31日までに用地を取得した事業所に適用する。
- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項 の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行し、施行日から平成22年3月31 日までに用地を取得した事業所に適用する。
- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行し、施行日から平成24年3月31 日までに用地を取得した事業所に適用する。
- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項 の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行し、施行日から平成26年3月31 日までに用地を取得した事業所に適用する。
- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行し、施行日から平成28年3月31 日までに用地を取得した事業所に適用する。
- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から施行し、施行日から平成28年3月31 日までに用地を取得した事業所に適用する。
- 2 この要綱に基づく土地を取得した者の業務の開始要件の適用については、前項の規定に係わらず、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年度分 以降の補助金について適用し、平成27年度分までの補助金についてはなお従前 の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度分以降の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金についてはなお従前の例による。

附則

- 1 この告示は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以降の補助金について適用し、施行日までの補助金についてはなお従前の例による。

附 則(令和2年4月1日告示第134号)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以降の補助金について適用し、施行日までの補助金についてはなお従前の例による。

附 則(令和3年10月5日告示第267号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱(以下「改正後要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日以後の藤枝市企業立地促進事業費補助金について適用し、この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により交付決定を受けた藤枝市企業立地促進事業費補助金については、改正後要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日告示第91号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱(以下「改正後要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日以後の交付決定を受けた補助金について適用し、この告示の施行の際、現に改正前の藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により交付決定を受けた補助金については、改正後要綱の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年4月1日告示第105号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第77-1号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年8月1日告示第158号)

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

別表第1 (第3条第7号関係)

別衣弟 I (男 3 采弗 / 万舆馀 /	
種類	設備
物資の仕分及び搬送の自動化等荷捌きの	1 自動仕分装置(自動制御又は遠隔制御
合理化を図るための設備	により物資を仕分けるものに限る。)
	2 自動搬送装置(自動制御又は遠隔制御
	により物資を搬送するものに限る。)
	3 自動化保管装置(遠隔制御により貨物
	の出し入れを行うものに限る。)
	4 垂直型連続運搬装置(2以上の階に貨
	物を運搬するものに限る。)
	5 電動式密集棚装置(遠隔制御により保
	管棚の移動を行うものに限る。)
	6 貨物保管場所管理システム(電子情報
	処理組織に基づき施設内における貨物
	の保管場所を特定するシステムに限
	る。)
	7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動
	運搬装置(自動検量機構を有するもの
	に限る。)

物資の受注及び発注の円滑化を図るため	データ交換システム(取引の相手方その
の情報処理システム	他の関係者との間で商取引に関するデー
	タを電子的に交換するシステムに限る。)
流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備

別表第2 (第4条関係)

(1) 要綱第2条第1号に規定する区域内の用地を取得した場合

		要件	補助金額 (AとB	の合計額以内)	限度額
区分	業種	設備投資額等	用地の取得に要	雇用等に要する	
			する経費A	経費B	
地域産業	製造業	設備投資額1億円以上	用地取得費の	増加した従業員	1億円
立地事業	物流施		100分の10以内	のうち市内に住	
費補助金	設		(別表第3の左	所を有する従業	
交付要綱	市長が		欄に掲げる区分	員の数に100万	
に該当す	認める		に応じ同表右欄	円を乗じて得た	
る場合	施設		に掲げる対象施	額と市外に住所	
			設、又は未造成	を有する従業員	
			用地を取得の場	の数に50万円を	
			合は用地取得費	乗じて得た額の	
			の100分の15以	合計額	
			内)		
		設備投資額5億円以上	用地取得費の	増加した従業員	2億円
		であって、次の①~③	100分の15以内	のうち市内に住	
		のいずれかに該当す	(未造成用地を	所を有する従業	
		るもの	取得の場合は用	員の数に100万	
		①用地面積9,000m ²	地取得費の100	円を乗じて得た	
		以上	分の20以内、別	額と市外に住所	
		②当該事業所を含む	表第3の左欄に	を有する従業員	
		市内の全ての事業	掲げる区分に応	の数に50万円を	
		所の従業員の増加	じ同表右欄に掲	乗じて得た額の	
		人数が10名以上	げる対象施設の	合計額	
		③当該事業所の雇用	場合は用地取得		

		総数が100名以上	費の100分の		
		(本社の場合は50	22.5以内)		
		名以上)			
		設備投資額10億円以	用地取得費の	増加した従業員	3億円
		上であって、次の①~	100分の20以内	のうち市内に住	
		③のいずれかに該当	(別表第3の左	所を有する従業	
		するもの	欄に掲げる区分	員の数に100万	
		①用地面積18,000m ²	に応じ同表右欄	円を乗じて得た	
		以上	に掲げる対象施	額と市外に住所	
		②当該事業所を含む	設の場合は用地	を有する従業員	
		市内の全ての事業	取得費の100分	の数に50万円を	
		所の従業員の増加	の30以内)	乗じて得た額の	
		人数が50名以上		合計額	
		③当該事業所の雇用			
		総数が300名以上			
		(本社の場合は			
		100名以上)			
	研究所	業務に使用する設備	用地取得費の	増加した従業員	3億円
		の床面積200m ² 以上	100分の30以内	のうち市内に住	
				所を有する従業	
				員の数に100万	
				円を乗じて得た	
				額と市外に住所	
				を有する従業員	
				の数に50万円を	
				乗じて得た額の	
				合計額	
也域産業	製造業	設備投資額1億円以上	用地取得費の		1億円
立地事業	物流施		100分の5以内		
費補助金	設		(別表第3の左		
交付要綱	市長が		欄に掲げる区分		

に該当し認める		に応じ同表右欄	
ない場合施設		に掲げる対象施	
		設、又は未造成	
		用地を取得の場	
		合は用地取得費	
		の100分の10以	
		内)	
	設備投資額5億円以上	用地取得費の	1億円
	であって、次の①~②	③100分の10以内	
	のいずれかに該当す	(別表第3の左	
	るもの	欄に掲げる区分	
	①用地面積9,000m ²	に応じ同表右欄	
	以上	に掲げる対象施	
	②当該事業所を含む	設、又は未造成	
	市内の全ての事業	用地を取得の場	
	所の従業員の増加	合は用地取得の	
	人数が10名以上	100分の15以内)	
	③当該事業所の雇用	∄	
	総数が100名以上		
	(本社の場合は50		
	名以上)		
	設備投資額10億円以	用地取得費の	2億円
	上であって、次の①な	100分の15以内	
	ら③のいずれかに該	(別表第3の左	
	当するもの	欄に掲げる区分	
	①用地面積18,000m	2 に応じ同表右欄	
	以上	に掲げる対象施	
	②当該事業所を含む	設、又は未造成	
	市内の全ての事業	用地を取得の場	
	所の従業員の増加	合は用地取得の	
	人数が50名以上	100分の20以内)	
•			J

③当該事業所の雇用		
総数が300名以上		
(本社の場合は		
100名以上)		

(2) ふじのくにフロンティア推進区域(市長が別に定める区域をいう。)内の用地を取得した場合

		要件	補助金額(AとB	の合計額以内)	限度額
区分	業種	設備投資額等	用地の取得に要	雇用等に要する	
			する経費A	経費B	
高田工業	製造業	設備投資額1億円以上	用地取得費の	増加した従業員	1億円
団地で地	物流施		100分の20以内	のうち市内に住	
域産業立	設		(別表第3の左	所を有する従業	
地事業費	市長が		欄に掲げる区分	員の数に100万	
補助金交	認める		に応じ同表右欄	円を乗じて得た	
付要綱に	施設		に掲げる対象施	額と市外に住所	
該当する			設の場合は用地	を有する従業員	
場合			取得費の100分	の数に50万円を	
			の22.5以内)	乗じて得た額の	
				合計額	
		設備投資額5億円以上	用地取得費の	増加した従業員	2億円
		であって、次の①~③	100分の25以内	のうち市内に住	
		のいずれかに該当す	(別表第3の左	所を有する従業	
		るもの	欄に掲げる区分	員の数に100万	
		①用地面積9,000m ²	に応じ同表右欄	円を乗じて得た	
		以上	に掲げる対象施	額と市外に住所	
		②当該事業所を含む	設の場合は用地	を有する従業員	
		市内の全ての事業	取得費の100分	の数に50万円を	
		所の従業員の増加	の30以内)	乗じて得た額の	
		人数が10名以上		合計額	
		③当該事業所の雇用			
		総数が100名以上			

	(本社の場合は50			
	名以上)			
	設備投資額10億円以	用地取得費の	増加した従業員	4億円
	上であって、次の①~	100分の30以内	のうち市内に住	
	③のいずれかに該当	(別表第3の左	所を有する従業	
	するもの	欄に掲げる区分	員の数に100万	
	①用地面積18,000m ²	に応じ同表右欄	円を乗じて得た	
	以上	に掲げる対象施	額と市外に住所	
	②当該事業所を含む	設の場合は用地	を有する従業員	
	市内の全ての事業	取得費の100分	の数に50万円を	
	所の従業員の増加	の40以内)	乗じて得た額の	
	人数が50名以上		合計額	
	③当該事業所の雇用			
	総数が300名以上			
	(本社の場合は			
	100名以上)			
高田工業製造業	設備投資額1億円以上	用地取得費の	_	1億円
団地で地物流施		100分の15以内		
域産業立設		(別表第3の左		
地事業費市長が		欄に掲げる区分		
補助金交認める		に応じ同表右欄		
付要綱に施設		に掲げる対象施		
該当しな		設の場合は用地		
い場合		取得費の100分		
		の17.5以内)		
	設備投資額5億円以上	用地取得費の		1億円
	であって、次の①~③	100分の20以内		
	のいずれかに該当す	(別表第3の左		
	るもの	欄に掲げる区分		
	①用地面積9,000m ²	に応じ同表右欄		
	以上	に掲げる対象施		

1	1	1 .		I
	②当該事業所を含む	設の場合は用地		
	市内の全ての事業	取得費の100分		
	所の従業員の増加	の22.5以内)		
	人数が10名以上			
	③当該事業所の雇用			
	総数が100名以上			
	(本社の場合は50			
	名以上)			
	設備投資額10億円以	用地取得費の		2億円
	上であって、次の①か	100分の25以内		
	ら③のいずれかに該	(別表第3の左		
	当するもの	欄に掲げる区分		
	①用地面積18,000m ²	に応じ同表右欄		
	以上	に掲げる対象施		
	②当該事業所を含む	設の場合は用地		
	市内の全ての事業	取得費の100分		
	所の従業員の増加	の30以内)		
	人数が50名以上			
	③当該事業所の雇用			
	総数が300名以上			
	(本社の場合は			
	100名以上)			
	市内の全ての事業 所の従業員の増加 人数が50名以上 ③当該事業所の雇用 総数が300名以上	取得費の100分		

		要件	補助金額(AとB	の合計額以内)	限度額
区分	業種	設備投資額等	用地の取得に要	雇用等に要する	
			する経費A	経費B	
高田工業	製造業	設備投資額1億円以上	用地取得費の	増加した従業員	1億円
団地以外	物流施		100分の15以内	のうち市内に住	
の地区で	設		(未造成用地を	所を有する従業	
地域産業	市長が		取得の場合は用	員の数に100万	
立地事業	認める		地取得費の100	円を乗じて得た	

費補助金施設		分の20以内、別	額と市外に住所	
交付要綱		表第3の左欄に	を有する従業員	
こ該当す		掲げる区分に応	の数に50万円を	
る場合		じ同表右欄に掲	乗じて得た額の	
		げる対象施設の	合計額	
		場合は用地取得		
		費の100分の		
		22.5以内)		
	設備投資額5億円以上	用地取得費の	増加した従業員	2億円
	であって、次の①~③	100分の20以内	のうち市内に住	
	のいずれかに該当す	(未造成用地を	所を有する従業	
	るもの	取得の場合は用	員の数に100万	
	①用地面積9,000m ²	地取得費の100	円を乗じて得た	
	以上	分の25以内、別	額と市外に住所	
	②当該事業所を含む	表第3の左欄に	を有する従業員	
	市内の全ての事業	掲げる区分に応	の数に50万円を	
	所の従業員の増加	じ同表右欄に掲	乗じて得た額の	
	人数が10名以上	げる対象施設の	合計額	
	③当該事業所の雇用	場合は用地取得		
	総数が100名以上	費の100分の30		
	(本社の場合は50	以内)		
	名以上)			
	設備投資額10億円以	用地取得費の	増加した従業員	4億円
	上であって、次の①~	100分の25以内	のうち市内に住	
	③のいずれかに該当	(未造成用地を	所を有する従業	
	するもの	取得の場合は用	員の数に100万	
	①用地面積18,000m ²	地取得費の100	円を乗じて得た	
	以上	分の30以内、別	額と市外に住所	
	②当該事業所を含む	表第3の左欄に	を有する従業員	
	市内の全ての事業	掲げる区分に応	の数に50万円を	
	所の従業員の増加	じ同表右欄に掲	乗じて得た額の	

		人数が50名以上	 げる対象施設の	合計額	
		③当該事業所の雇用	 場合は用地取得		
		総数が300名以上	 費の100分の40		
		(本社の場合は	以内)		
		100名以上)			
	研究所	業務に使用する設備	用地取得費の	増加した従業員	4億円
		の床面積200m ² 以上	100分の40以内	のうち市内に住	
				所を有する従業	
				員の数に100万	
				円を乗じて得た	
				額と市外に住所	
				を有する従業員	
				の数に50万円を	
				乗じて得た額の	
				合計額	
高田工業	製造業	設備投資額1億円以上	用地取得費の		1億円
団地以外	物流施		100分の10以内		
の地区で	設		(別表第3の左		
地域産業	市長が		欄に掲げる区分		
立地事業	認める		に応じ同表右欄		
費補助金	施設		に掲げる対象施		
交付要綱			設、又は未造成		
に該当し			用地を取得の場		
ない場合			合は用地取得費		
			の100分の15以		
			内)		
		設備投資額5億円以上	用地取得費の		1億円
		であって、次の①~③	100分の15以内		
		のいずれかに該当す	(未造成用地を		
			取得の場合は用		
		①用地面積9,000m ²	地取得費の100		

1	1		I	ı
	以上	分の20以内、別		
	②当該事業所を含む	表第3の左欄に		
	市内の全ての事業	掲げる区分に応		
	所の従業員の増加	じ同表右欄に掲		
	人数が10名以上	げる対象施設の		
	③当該事業所の雇用	場合は用地取得		
	総数が100名以上	の100分の22.5		
	(本社の場合は50	以内)		
	名以上)			
	設備投資額10億円以	用地取得費の		2億円
	上であって、次の①か	100分の20以内		
	ら③のいずれかに該	(未造成用地を		
	当するもの	取得の場合は用		
	①用地面積18,000m²	地取得費の100		
	以上	分の25以内、別		
	②当該事業所を含む	表第3の左欄に		
	市内の全ての事業	掲げる区分に応		
	所の従業員の増加	じ同表右欄に掲		
	人数が50名以上	げる対象施設の		
	③当該事業所の雇用	場合は用地取得		
	総数が300名以上	の100分の30以		
	(本社の場合は	内)		
	100名以上)			
	<u> </u>	1	1	

別表第3 (第4条関係)

	区分	対象施設
食	食料品製造業	工場(主と
品	清涼飲料製造業	して左欄に
	酒類製造業	掲げる製造
医	茶・コーヒー製造業	業の用に供
療	医薬品製造業	する工場に
機	医療用機械器具・医療用品製造業	限る。)

器	X線装置製造業	
関	医療用電子応用装置製造業	
連	医療用計測機器製造業	
環	化学繊維製造業	工場(主と
境	炭素繊維製造業	して左欄に
関	化学工業(化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く)	掲げる製造
連	プラスチック製品製造業	業の用に供
	ゴム製品製造業 (医療・衛生用ゴム製品製造業を除く)	する工場で
	窯業・土石製品製造業	あって、市
	鉄鋼業	長が別に定
	非鉄金属製造業	めるものに
	金属製品製造業	限る。)
	汎用機械器具製造業	
	生産用機械器具製造業	
	業務用機械器具製造業(医療用機械器具・医療用品製造業、武器製	
	造業を除く)	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	電気機械器具製造業 (医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器	
	製造業を除く)	
	情報通信機械器具製造業	
	輸送用機械器具製造業(鉄道車両・同部品製造業を除く)	
	その他の製造業	

備考 区分の欄に掲げる業種区分は産業分類に掲げる業種をいう。

藤枝市企業立地促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

所名本名大表者者重話番

年度において、藤枝市企業立地促進事業を実施したいので、補助金を交付 されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

円

2 事業の目的

8 工場等所在地

企業等概要調書

1 企業等の名称 2 代 表 者 名 3 企業等の沿革 4 資本(出資)金 5 従 業 員 数 人) (うち障害者数 6 業 種 主要製品、研究内容又は取扱品目 主要取引先又は荷主等 7 本社所在地 電話番号

貸借対照表 (百万円)

	年	月	年	月	年	月		年	月	年	月	年	月
流動資産							流動負債						
固定資産							固定負債						
土地建物							社債等						
設備資産							長期借入金						
建設仮勘定							引当金等						
無形資産							資本金						
投資等							法定準備金						
							剰余金						

損益計算書 (百万円) 財務指標

	年	月	年	月	年	月
売上高						
売上原価						
販売費及び一般管理費						
内研究開発費						
営業利益						
営業外利益						
営業外費用						
経常利益						
特別利益						
特別損失						
税引前当期利益	·					
税引後当期利益						

	年	月	年	月	年	月
流動比率						
固定比率						
自己資本比率						
売上高営業利益率						
売上高経常利益率						
有利子負債率						

10 施設の状況

		本	社		
土	地		m²		
	工場				
	研究所				
建	物流施設				
物	事務所				
	その他				
	計				

※子会社又は関連会社が業務を開始する場合は、当該子会社又は関連会社についても作成すること。

第3号様式(第5条・第11条関係)

工場等の新設に係る事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

- 1 工場等の名称
- 2 新 設 場 所
- 3 計画概要

4 新設(予定)日

用 地 取 得	日	年	月	日
着工(予定)	日	年	月	日
完成 (予定)	日	年	月	日
事業開始 (予定)	日	年	月	日

5 従業員雇用計画(実績)

				正従業員	パート
当			前1年間の平均		
該	増	県P	内居住者		
事	加加		市内居住者		
業	ЛП		市外居住者		
所					
県内全雇 前1年間の平均					
用			計		

(注)

- 1 前1年間の平均は、用地の取得の日の前日から起算して前1年間の一般被保険者の人数の平均を記入すること。
- 2 子会社又は関連会社が業務を開始する場合は、それらの従業員の数を含めた数を記入すること。

6 雇用及び生産計画

0 / 座/11/人 0 工/座市			光がって中人する	## =r					
		企業等の市内全事業所							
	正従 業員 (人)	パート タイマー (人)	生産品目	1 生産量 (/月) 2 生産額 (百万円/月) (該当する番号を○で 囲むこと)					
前1年間の平均									
後1年間の平均									
後2年間の平均									
後3年間の平均									

(注)

- 1 第3条第7号イに該当する場合にのみ記入すること。
- 2 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者であって、市内居住者の人数を記入する こと。
- 3 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均を記入すること。
- 4 後1年間の平均は、業務開始日の属する月から12か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 5 後2年目の平均は、13か月目から24か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 6 後3年目の平均は、25か月目から36か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 7 生産品目は、特定企業等の県内全事業所で清算される主な品目を記入すること。

7 投資計画 (実績)

					金額	į
	土	均	拉	m²	2	円
建	事	業	用	m^2		
	倉	庫	等	m²		
	そ	の	他	m²		
物		計		m^2	2	円
	(機	械設備等	:)			
そ						
0	(そ	の他)				
他						
				# <u></u>		円
			合	計		円

8 資金調達計画(実績)

		金	額	摘	要
自	己資金		円		
借入			円		
先	計		円		
神	甫助金等		円		
î	合 計		円		

- 9 工場等の新設により地域に及ぼす社会的波及効果
- 10 ふじのくにフロンティア推進区域の状況(該当する場合のみ記載)
 - (1) 工場を設置するふじのくにフロンティア推進区域
 - (2) ふじのくにフロンティア推進区域内で実施する事業の内容

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

		予 算 額		比	較		
区	分	(変更予算額)	(予算額)	増	△減	備	考
		(決 算 額)		I			
		円	円	円	円		
計	+						

2 支出の部

		予算額		比	較		
区	分	(変更予算額)	(予算額)	増	△減	備	考
		(決 算 額)					
		円	円	円	円		
計							

藤枝市企業立地促進事業補助金申請見込調書

年 月 日

藤枝市長宛

所在地

名称

代表者名

担当者

担当者連絡先

藤枝市企業立地促進事業を実施したいので、事前に報告します。

- 1 工場等の名称、業種<子会社が業務を行う場合>業務を行う企業名
- 2 企業等の沿革 会社設立 年 月
- 3 資本(出資)金 千円
- 4 従業員数 人
- 5 業 種主要製品、研究内容又は取扱品目主要取引先又は荷主等
- 6 本社所在地

- 7 本社以外の事業所名 (所在地)
- 8 直近3期の業績(3期分の決算書を添付する場合は記入不要です)

(1)貸借対照表

(単位:千円)

×	分	年	月	年	月	年	月	×	分	年	月	年	月	年	月
济	動資産							济	E 動負債						
固]定資産							固	定負債						
	建物建築物								社債等						
	設備資産額								長期借入金						
	土地								引当金等						
	建設仮勘定							資	本合計						
	無形資産								資本金						
	投資等								法定準備金						
繰	延資産								剰余金						

(2)損益計算書

(単位:千円)

区 分	年	月	年	月	年	月
売上高						
売上原価						
販売費及び一般管理費						
営業利益						
営業外利益						
営業外費用						
経常利益						
特別利益						
特別損失						
税引前当期利益						
税引後当期利益						
期中平均従業員数						

10 新施設の計画状況

(1) 施設

区	分	面積 (㎡)	投資金額(百万円)
土	地		
建	物		
設	備		
合	計		

(注)賃貸借による経費は、投資金額に含まないでください。

(2) 設置日程

用地取得(予定)日	年	月	日
事業着手(予定)日			
着工 (予定) 日			
完成 (予定) 日			
業務開始 (予定) 日			

(注)

- ・用地取得(予定)日は、用地の売買又は賃貸借の契約締結日(又は予定日)を記入してください。
- ・事業着手(予定)日は、当該事業に係る工事請負契約日、建物若しくは機械設備の売買契約日又は建物若しくは機械設備の賃貸借契約日のうち最も早い日(又は予定日) を記入してください。
- ・業務開始(予定)日は、補助金対象物の支払がすべて終了する日(手形の場合は決済 日)を記入してください。
- (3) 資産の取得形態 (記入するものに○をしてください)

・土 地: 購入 リース 自社有地

・建物: 購入 リース 既設

・機械設備: 購入 リース

(4) 施設の設置場所

- (5) 設置に至る経緯及び工場の事業内容
- (6) 操業時の雇用計画(単位:人)

				正従業員	パート
半			前1年間の平均		
該	増	県内	居住者		
事	加加		市内居住者		
業	Λμ		市外居住者		
所			計		
旧	県内全雇用		前1年間の平均		
景 Y			計		

(注)

- 1 前1年間の平均は、用地の取得の日の前日から起算して前1年間の一般被保険者の人数の平均を記入すること。
- 2 子会社又は関連会社が業務を開始する場合は、それらの従業員の数を含めた数を記入すること。

(7)設置する工場の操業後の売上高及び雇用計画(見込み) (単位:千円、人)

区分	年 月期	年 月期	年 月期
売上高			
雇用人数			

補助金交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

藤枝市長

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市企業立地促進事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 補助金交付決定額

円

2 条 件

藤枝市企業立地促進事業費補助金交付要綱を遵守すること

藤枝市企業立地促進事業計画変更承認申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

所名在地名大名表大名世級大名本大名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた藤枝 市企業立地促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書 類を添えて申請します。

円

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 補助金額の変更

(1) 変 更 後

(2) 変 更 前 円

(3) 差 引 額 円

藤枝市企業立地促進事業費計画承認書

第 号年 月 日

様

藤枝市長

年 月 日付け申請のあった藤枝市企業立地促進事業の事業計画の変 更については、次のとおり承認したので通知します。

- 1 承認の内容
- 2 補助金額の変更承認
 - (1) 変 更 後 円
 - (2) 変 更 前 円
 - (3) 差 引 額 円

実績報告書

年 月 日

藤枝市長宛

所在地名代表者名連絡担当者電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた藤枝 市企業立地促進事業が完了したので、関係書類を添えて申請します。

第10号様式(第11条関係)

補助対象従業員名簿

	氏		名	性		別	住 所	職務の内容	特記
	生	年 月		雇入生	平月_	口	正従業員・パートタイマーの別		事項
1	年	月	日	年	月	日			
2	 年	 月	日	·····年	 月	日			
3									
	年	月	日	年	月	日			
4	年	月	日	年	月	日			
5	 年	 月	日	·年	 月				
6									
	年	月	日	年	月	日			
7	年	月	日	年	月	日			
8	 年	 月	日	·····年	月	日			
9				/ r.					
1.0	年	月	日	年	Я	日			
10	年	月	日	年	月	日			
11	年	月	日	年	月	日			
12	年	月	日	 年	H	_ _ _			
13	++		Н	+		Н			
13	年	月	日	年	月	日			
14	年	月	日	年	月	日			
15	 年	 月	日	年		 日			
<u></u>		/ 4	I	1	/ •	+ -			

(注)「職務の内容」欄には、事務員、販売員、技術員(研究員)、工員等の別を記載すること。

設備の設置状況

	種類	設備	設置場所	台数	用途及び処理能力
1					
2					
3					
4					
5					
6					

(注)種類及び設備の欄には、別表第1に掲げる種類及び設備の名称を記入すること。

第12号様式(第11条関係)

研究員名簿

	氏		夕	性		 別	住 所	従事する	経験
		年月		雇入 ²			最終学歴	業務の内容	
		1 /1		/庄 / 飞	1 /1		X/八 1 /IE	未切り口	1 30
1									
	年	月	日	年	月	月			
2	年	 月	日	年	 月	日			
	1	71	Н		71	—			
3									
	年	月	日	年	月	目			
4	Æ:			Æ		п			
	年	月	日	年	月	口			
5									
5	年	 月	目	年	月	月			
				<u> </u>					
6									
	年	月	日	年	月	日			
7	年	 月	日	在.	 月	 Fl			
	7-	71	H		71	Н			
8									
	年	月	目	年	月	目			
9									
	年	月	日	牛	月	日			
1.0									
10	年	月	月	年	月	月			
	,		,	•					
11									
	年	月	日	年	月	日			
12	年	 月	日	·年	日	 			
	7	71	Н		/1	Н			
13									
	年	月	日	年	月	日			
14	F-								
	年	月	日	年	月	月			
1 -									
15	年	月	月	年	月	日			
	'	/+	1	Į.	/4	1			

(注)「従事する業務の内容」欄には、具体的な研究内容等を記載すること。

 第
 号

 年
 月

 日

様

藤枝市長

補助金の交付について (確定)

年 月 日付け 第 号により決定した 年度藤枝市企業立地 促進事業費補助金について、次のとおり確定します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

÷±	4	-#-
請	求	書

金

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた藤枝市企業立地促進事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長宛

 所在地名

 名称

 代表者名

 連絡担当者

 電話番号

振込先

金融機関名 () 店名 ()

口座種別

口座番号

アリタガスサスト